

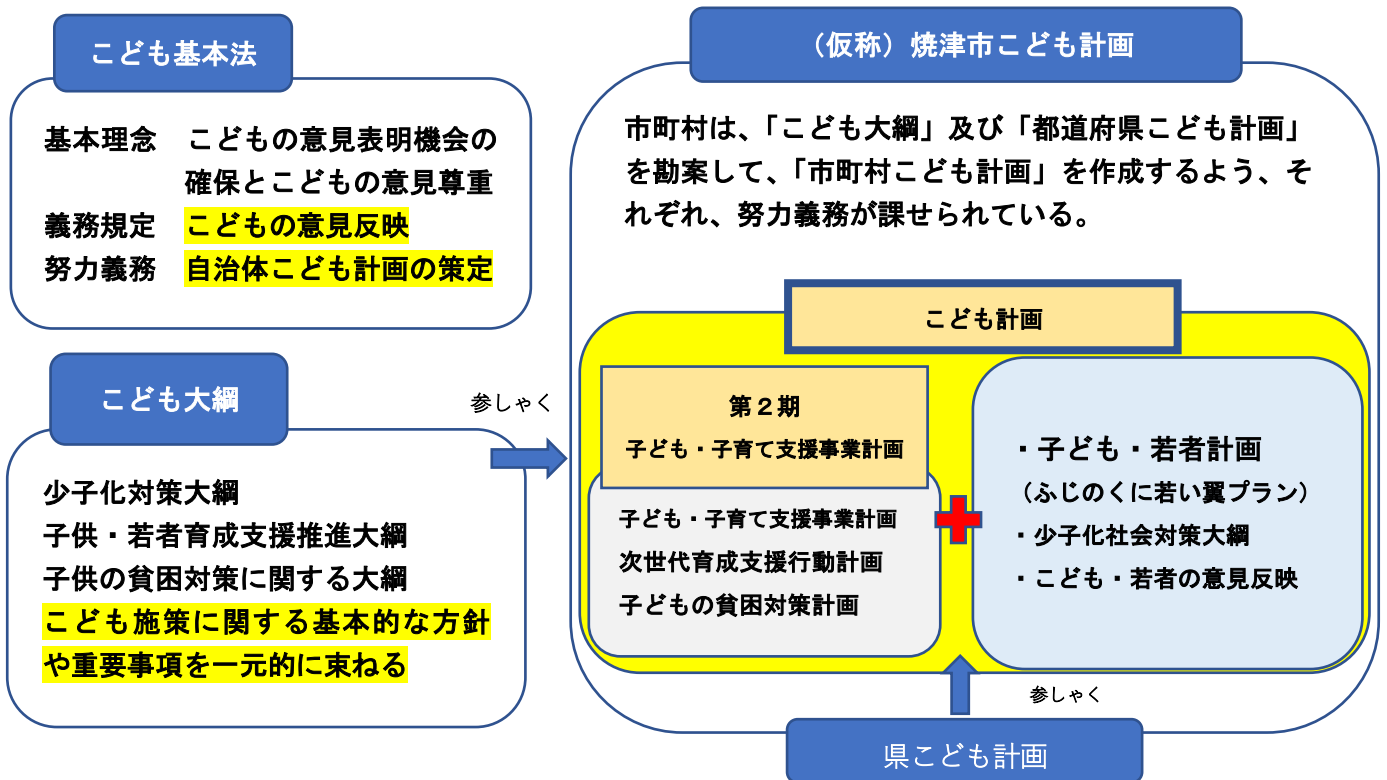
(仮称) 焼津市こども計画の策定について

1 概要

令和5年4月1日施行のこども基本法第10条第2項に、市町村は、国が策定する「こども大綱」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定され、また、同条第5項において、「市町村こども計画」は、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進市町村計画」その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体のものとして作成することができることとされた。

焼津市では、令和5年度及び令和6年度の2か年での「第3期焼津市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、「こども大綱」を勘案し、既存の法令に基づく関連計画等を包括する一体的な計画として、「焼津市こども計画」を策定する。

2 こども計画のイメージ



3 計画の構成について (案)

「こども大綱」は、こども基本法の規定に従い、国が我が国におけるこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものであり、今後進める施策の具体的内容は、「こどもまんなか実行計画」として、こども大綱に基づきとりまとめられていく。

そのため本市においても、国の動向に呼応する形で今後のこども施策を実行していくため「(仮称)焼津市こども計画」については、こども大綱の構成に準じて柱立て等を組み立てることで、国の計画期間内の進捗管理にも対応していく。

【ポイント】全てのこども・若者をライフステージを通じて切れ目なく支援することを明確に打ち出す構成

【こども大綱及び(仮称)静岡県こども計画との比較による構成のイメージ】

	こども大綱 (令和5年12月22日閣議決定)	(仮称)静岡県こども計画	(仮称)焼津市こども計画
概要	こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。	こども大綱を勘案し、既存計画である「第2期ふじさんっこ応援プラン」と「若い翼プラン」を包含する一体的な計画として策定。	こども大綱を勘案し、既存計画である「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画」と関連計画等を包括する一体的な計画策定。
構成	第一 はじめに		
	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会→ 全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる	国として「こどもまんなか社会」を目指す中において、県が目指すやり方を規定(計画の理念に相当)。	国及び県が目指すやり方に準拠しつつ、市の目指すやり方を規定(計画の理念に相当)。
	第二 こども施策に関する基本的な方針		
	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	こども大綱の方針に基本的に準拠しつつ、県としての方針を規定する(計画の基本目標に相当)。	国及び県の方針に準拠しつつ、市の方針を規定(計画の基本目標に相当)。
	②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく		
	③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する		
	④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする		
	⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む		
	⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する		
	第三 こども施策に関する重要事項		
	1 ライフステージを通じた重要事項	こども大綱の構成に沿って調整。	こども大綱の構成に沿って調整。
	2 ライフステージ別の重要事項 (こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)		
	3 子育て当事者への支援に関する重要事項		
第四 こども施策を推進するために必要な事項			
1 こども・若者の社会参画・意見反映	新規取組反映。	意見聴取を実施し、反映	
2 こども施策の共通の基盤となる取組	こども大綱勘案し、県の在り方を調整・反映。	こども大綱勘案し、在り方を調整・反映。	
3 施策の推進体制等	推進体制、指標の設定ともに今後調整。	推進体制、指標の設定ともに今後調整	

柱立て（案）※下線部を案に反映

<p>こども大綱</p> <p>第1 はじめに</p> <p>1 こども基本法の施行、こども大綱の策定</p> <p>2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識</p> <p>3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」</p> <p>第2 こども施策に関する基本的な方針</p> <p>第3 <u>こども施策に関する重要事項</u></p> <p>1 <u>ライフステージを通じた重要事項</u></p> <p>2 <u>ライフステージ別の重要事項</u></p> <p>3 <u>子育て当事者への支援に関する重要事項</u></p> <p>第4 <u>こども施策を推進するために必要な事項</u></p> <p>1 <u>こども・若者の社会参画・意見反映</u></p> <p>2 <u>こども施策の共通の基盤となる取組</u></p> <p>3 <u>施策の推進体制等</u></p>	<p>静岡県こども計画【案】</p> <p>第1章計画策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の性格</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画の対象</p> <p>第2章計画策定の背景</p> <p>1 <u>少子化を巡る状況</u></p> <p>2 <u>こどもと家庭を取り巻く環境</u></p> <p>3 <u>こども・若者が直面する問題</u></p> <p>第3章計画の基本理念及び基本目標</p> <p>第4章こども施策の展開</p> <p>1 ライフステージを通じた施策</p> <p>2 ライフステージ別の施策</p> <p>3 子育て当事者への支援に関する施策</p> <p>第5章こども施策を推進するために必要な事項</p> <p>1 こども・若者の社会参画・意見反映</p> <p>2 こども施策の共通の基盤となる取組</p> <p>3 施策の推進体制</p> <p>4 数値目標（指標）の設定と進捗管理</p> <p>5 市町との連携</p> <p>幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画</p>
<p>第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>第1章 計画の概要</p> <p>1 計画策定の背景及び趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画策定体制</p> <p>第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境</p> <p>1 人口・世帯・就労の動向</p> <p>2 家庭や地域の状況</p> <p>3 <u>焼津市子ども・子育て支援に関する調査結果の概要</u></p> <p>4 事業実施状況</p> <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 基本方針</p> <p>3 教育・保育提供区域</p> <p>4 推計児童人口</p> <p>5 施策の体系</p> <p>第4章 推進施策</p> <p>1 結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実</p> <p>2 幼児教育・保育の充実</p> <p>3 子育てを社会全体で支える環境づくり</p> <p>4 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実</p> <p>5 仕事と家庭のバランスの取れた就労環境づくり</p> <p>第5章 計画の推進に向けて</p> <p>1 計画推進と進行管理</p> <p>2 計画推進に向けた関係機関の役割</p>	<p>（仮称）焼津市こども計画</p> <p>第1章 計画の概要</p> <p>1 計画策定の背景及び趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画策定体制</p> <p>第2章 計画策定の背景</p> <p>1 少子化を巡る状況</p> <p>2 こどもと家庭を取り巻く環境</p> <p>3 こども・若者が直面する問題</p> <p>4 焼津市子ども・子育て支援に関する調査結果の概要</p> <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 基本方針</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>1 ライフステージを通じた施策</p> <p>2 ライフステージ別の施策</p> <p>3 子育て当事者への支援に関する施策</p> <p>第5章 施策推進のために</p> <p>1 こども・若者の社会参画・意見反映</p> <p>2 こども施策の共通の基盤となる取組</p> <p>3 数値目標（指標）の設定と進捗管理</p> <p>4 幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画</p> <p>5 施策の推進体制</p>

<柱立て案の考え方>

章	考え方
第1章 計画の概要	導入部分。 第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画の第1章と同内容とする。
第2章 計画策定の背景	現状及び課題を整理する。 基本は、子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者計画の策定背景について統合し、こども計画策定の背景となる内容とする。
第3章 計画の基本的な考え方	子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者計画策定のための基本理念や基本目標を基に、基本理念と基本方針を設定する。
第4章 こども施策の展開	「大柱」、「中柱」「小柱」で具体的施策を説明する。 こども大綱との整合性を図るため、こども大綱と同じ柱立てとする。
第5章 施策を推進するために必要な事項	こども基本法により新たに自治体に義務づけられた「こども・若者の社会参画・意見反映」の考え方と具体的取組について、明記する。 また、施策の推進体制や数値目標、関係機関の役割について明記する。